

アスリート委員会（競技力向上委員会）地域部会規程

第1章 総 則

- 第 1条 この規程は、アスリート委員会規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づいて設置された、アスリート委員会地域部会（以下「地域部会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 審議事項

- 第 2条 地域部会は、規程第2条各号に掲げる事項のうち、地域の立場から下記の事項について審議し、委員会に意見を具申するとともに委員会の諮問に応ずる。
- 2 野球競技に関する競技力向上講習会並びに指導者等の養成に関すること。
 - 3 国際大会、国内外の合宿に参加する代表選手の推薦に関すること。

第3章 地域部会

- 第 3条 地域部会には、部会長のほか委員9名以上12名以内を置く。
- 2 部会長及び委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
ただし、委員のうち9名は、地区連盟会長の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 任 期 等

- 第 4条 委員の任期及び解任は、規程第5条の規定を準用する。

第5章 会 議

- 第 5条 地域部会は、それぞれの部会長が招集して、その議長となる。
- 2 競技力向上委員会委員長、副委員長及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 規程の変更

- 第 6条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、2021年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月16日から施行する。